

政策会議報告書

令和元年5月14日

報告者 総務部長

件名	夏季休暇の連続取得促進の実施について		
要旨	<p>夏季は、暑さのために疲労が蓄積しやすく、十分な休養が必要であることや、学校が夏季休暇となり、家族との触れ合いを深めることができる良い機会となることなどから、夏季における長期休暇には大きな意義があります。</p> <p>そこで、市民サービスの低下を招かずに夏季における長期休暇を促進していくため、下記のとおり夏季休暇の連続取得促進について実施いたします。</p> <p>夏季休暇の連続取得促進の取組については、平成29年度からの試行的実施状況を踏まえ、また、今年度から働き方改革を推進し、更なるワーク・ライフ・バランスの推進や休暇を前提とした業務調整、見直し等を図っていくことを目指すことから、今年度より本格的に実施するものです。</p> <p>つきましては、夏季における連続休暇の意義をご理解いただき、連続休暇を取得しやすい環境づくりに向けた職場全体の取り組みとして、積極的に実施していただきますようお願いいたします。</p> <p>【実施方法】</p> <p>○夏季休暇取得期間内（7月1日から9月30日まで）において、週休日や年次休暇を含めて6日以上 of 休暇を連続取得する。</p> <p>6日間連続取得の例</p> <ul style="list-style-type: none">・夏季休暇4日＋週休日（土・日）・夏季休暇3日＋年次休暇1日＋週休日（土・日）など <p>【実施にあたっての留意事項】</p> <p>○所属全体での実施が難しい場合は、グループ単位（グループに準ずる班等も含む。）で実施いただくなど、積極的な実施をお願いいたします。</p> <p>○夏期休暇予定表を早い段階で作成し、夏期休暇の取得を前提とした業務スケジュールを組み立てるなど、計画的に休暇が取得できるよう配慮をお願いいたします。</p>		
所管名	総務部 職員課	電話番号	04-2998-9048

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。